

しんくみ創業サポートローン

平成29年7月10日現在

ご利用いただける方	<p>1. 創業</p> <p>①当組合の営業区域内において、事業を営んでいない個人または法人等で、創業の具体的な計画を有する方。</p> <p>②融資実行までに、当該事業に着手することが客観的に認められる個人または法人等。</p> <p>③許可・認可・登録等を必要とする業種の場合、その許可等を取得している方。または、許可等を受けることが確実であると認められる方。</p> <p>④創業後5年を経過していない個人事業者または法人等で、事業継続のための運転資金及び設備資金を必要とする方。</p> <p>2. 新事業</p> <p>①新分野・新サービス等、新事業の展開により経営力強化・生産性向上等に向けた新たな取組みを行う個人事業者または法人等で、新事業の具体的な計画を有する方。</p> <p>②融資実行までに、当該事業に着手することが客観的に認められる個人事業者または法人等。</p> <p>③新たな事業が許可・認可・登録等を必要とする業種の場合、その許可等を取得している方。または、許可等を受けることが確実であると認められる方。</p> <p>④新事業開始後5年を経過していない個人事業者または法人等で、事業継続のための運転資金及び設備資金を必要とする方。</p> <p>3. 当組合の組合員の方。</p>
資金用途	運転資金・設備資金
融資金額	500万円以内
融資期間	10年以内 ※但し、手形貸付は1年以内となります。
融資利率	当組合所定利率 (※1)融資期間が1年を超える場合は、当組合新長期プライムレートを基準とした随時変動型金利となります。 (※2)当組合の提携中小企業診断士による「経営相談会」もしくは公的機関等の専門家派遣等により創業・新事業計画の支援を受けた場合、金利優遇されます。
融資形態	手形貸付・証書貸付
返済方法	・手形貸付の場合は、期日一括返済となります。 ・証書貸付の場合は、元金均等もしくは元利均等返済となります。 尚、1年以内の元金据置が可能です。
担保	原則不要です。 但し、お申込み内容により必要となる場合があります。
連帯保証人	第三者保証人原則として不要です。 ・法人の場合：代表者1名 ・個人事業者：原則として法定相続人もしくは事業承継者等1名 ※「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会)に則り、誠実に対応するよう努めます。
その他	・お申込みに際しては、所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率、ご返済の試算、手数料等につきましては、当組合の各営業店までお問合せください。